

開示決定等の期限についての検討資料

開示決定等の迅速化（法第 10 条）	1
開示決定等までに長期間を要している事例について、その原因は何か。	
1 各府省における運用状況	1
(1) 開示決定等の期限に係る手続の適用状況	1
(2) 期限までに開示決定等がされなかったもの	2
2 期限までに開示決定等がされなかった事案の例	2
3 期限までに開示決定等がされなかった理由	4
4 期限が迫ってから事案の移送がされた例	10
特例規定の適用（法第 11 条）	11
「相当の部分」についての運用に問題はあるか。	
「相当の期間」についての運用に問題はあるか。	
大量請求等の取扱い	
大量請求等はどのようになっているか。	
特定の課室に多数の請求が集中した場合（少量多数請求）の取扱い	
1 各府省の運用状況	12
(1) 特例規定の適用状況	12
(2) 「相当の部分」の開示決定等	12
(3) 「相当の期間」の遵守状況	13
2 法第 11 条適用事例に関する判決の例	13
3 大量の文書が請求された例	14
4 特定の課室に多数の開示請求が集中した例	15
5 同一課室に請求が集中し対応が困難であったため、その一部を法第 11 条による特例規定を適用して延長したが、相当の期間後に対象文書は不存在であったとして不開示決定がされた例	16

論 点

開示決定等の迅速化

開示決定等までに長期間を要している事例について、その原因は何か。

平成 13 年度から 15 年度までの 3 年間に行政機関が受け付けた開示請求事案のうち、87%の事案については開示決定等の期限の原則である第 10 条第 1 項の手續(30 日以内に処理)が採られており、第 10 条第 2 項による延長手續を行った事案は 10%、第 11 条の特例規定を適用した事案は 3% となっている。

その割合は、第 10 条第 1 項を適用する事案が 13 年度の 81.2%から 15 年度の 89.0%へと増加している。

第 10 条第 1 項の手續及び第 10 条第 2 項による延長手續を採った事案のうち、それぞれの期限までに開示決定等がされなかったものが依然として一部にみられるが、その割合は、平成 13 年度の 0.18%から 15 年度の 0.12%へと減少している。

特定の課室へ開示請求事案が集中したこと等により期限内での処理が困難であったとするものもあるが、単純なミスによるものも多く、超過した日数が 1 週間以内のものが約 4 割(1 か月未満のものが 7 割)となっている。

開示決定等の期限が迫ってから事案の移送がされた例がある。

1 各府省における運用状況

(1) 開示決定等の期限に係る手續の適用状況

(単位：件、%)

	受付事案	手續区分別内訳		
		法第 10 条第 1 項の 手續(30 日以内に 処理)を採った事案	法第 10 条第 2 項によ る延長手續を採った 事案	法第 11 条による 特例規定を適用 した事案
平成 13 年度	46,973	38,141 (81.2)	5,784 (12.3)	3,048 (6.5)
14 年度	58,563	52,300 (89.3)	4,884 (8.3)	1,379 (2.4)
15 年度	70,792	63,039 (89.0)	6,933 (9.8)	820 (1.2)
計	176,328	153,480 (87.0)	17,601 (10.0)	5,247 (3.0)

(注)途中で取り下げられた事案及び事案の全部を他の機関に移送して自ら開示決定等を行う必要がなかった事案を除く。

(2) 開示決定等の期限までに開示決定等がされなかったもの

ア 30日以内に処理することとした事案及び第10条第2項による延長手続を採った事案のうち、その期限までに開示決定等がされなかったものの割合

(単位：件、%)

	対象事案数	うち、期限までに開示決定等 がされなかったもの
平成13年度受付事案	43,925	78 (0.18)
14年度受付事案	57,184	96 (0.17)
15年度受付事案	69,972	87 (0.12)
計	171,081	261 (0.15)

(注) 途中で取り下げられた事案及び事案の全部を他の機関に移送して自ら開示決定等を行う必要がなかった事案を除く。

イ 期限までに開示決定等がされなかった事案の期限を超過した日数

(単位：件、%)

	1週間以内	1か月以内	3か月以内	3か月超	計
事案数 (比率)	101 (38.7)	84 (32.2)	41 (15.7)	35 (13.4)	261 (100)

2 期限までに開示決定等がされなかった事案の例

(事例1) 10条1項関係

行政機関	対象行政文書等	事務処理の経過	開示・不開示の区分等	30日以内に開示決定等が されなかった理由
外務省	ファイル名「佐藤総理訪米」 1964年8月1日、11月1日、12月1日作成 佐藤首相訪米の際、65年1月、ニューヨークにおけるウ・タント国連事務総長及びスチブソン米国連代表との会談の記録(特に、インドネシア、ベトナム、及び中国代表権に関する部分)、並びに、これらの会談に備える日本政府部内の準備資料(調書、発言要領)	受付：H15.5.6 期限： 15.6.5 決定： 15.11.5 (超過153日)	1文書：部分開示 不開示理由 5条3号 開示文書量 4枚 3文書：不存在	対象文書が含まれる関係ファイル数が膨大で、対象文書の探索に予想外の時間を要したこと、同時期に主管課室の関係する多数の開示請求を受け付けたこと、外交日程により主管課室の他の業務が繁忙となったこと、対象文書の内容につき慎重に審査する必要があったことから、審査に長期間を要することとなった。

	自衛隊のイラク派遣により想定される国内的、国際的な功罪（例えば派遣によって将来の自衛隊のより広く、大きな海外派遣をするための実績に利用されることの可能性の有無など）を検討したすべての項目についての内容が分かる文書（資料を含む。）	受付：H16.2.17 期限： 16.3.18 決定： 15.3.29 （超過 11 日）	不存在	主管室が他の所掌事務により多忙を極めており、対応が遅れてしまった。
国税庁	公示関係書類	受付：H15.7.9 期限： 15.8.8 決定： 15.8.27 （超過 19 日）	A4 判文書 3 枚 開示	郵送による請求で、受理した事績を整理簿に記載することを忘れ、期限後に記載漏れを確認したため。
環境省	容器包装リサイクル法の改正を求める意見書を提出した議会の名称、提出年月日など	受付：H16.2.10 期限： 16.3.11 決定： 16.3.18 （超過 8 日）	A4 判文書 179 枚 開示	対象文書の探索・特定に時間を要した上、文書のカウントを誤ったため。

（事例 2）10 条 2 項関係

行政機関	対象行政文書等	事務処理の経過	開示・不開示の区分等	延長期限内に開示決定等がされなかった理由
外務省	国際人権 B 規約第 1 選択議定書の締結問題を検討するため政府において平成 11 年に発足した研究会に係る一切の記録【2004-00057】	受付：H16.1.13 延長決定： 16.2.9 起案： 16.2.16 期限： 16.3.13 決定： 16.7.9	60 文書：部分開示 不開示理由 5 条 1、3、5 及び 6 号 開示文書量 2,557 枚	対象文書が大量であるにもかかわらず、当初は 30 日の期限延長で対応可能と判断したが、審査の途中で、開示の可否を慎重に審査する必要性が判明した。さらに関係省庁との協議にも予想以上の時間を要したこと、主管課室が国際会議により繁忙を極めたことから、当初の予定から大幅に遅れて決定を行うこととなった。
	「沖縄住民の国政参加」が第 15 回日米協議委員会（昭和 43 年 10 月 9 日）の公式課題となりました。しかし、国政参加に関して第 13 回及び第 14 回日米協議委員会の前後にも非公式なやりとりがあったと思われる。特に昭和 43 年 2 月、4 月（17 日前後）、5 月（後半）、6 月（後半）、7 月（前半、特に 11 日）、8 月（全て）の日米琉やりとりにおいてであります。【2003-0714】	受付：H15.12.16 延長決定： 16.1.14 期限： 16.2.24 起案： 16.3.18 決定： 16.3.26	5 文書：部分開示 不開示理由 5 条 3 号 開示文書量 23 枚	当初は 30 日の期限延長で対応可能と判断したが、対象文書が含まれる関係ファイルの数が膨大で、対象文書の探索に時間を要したこと、同時期に主管課室の関係する多数の開示請求を受けたこと、外交日程により主管課室の他の業務が繁忙となったことから、結果的に当初の予想を大幅に上回る審査期間を要することとなった。

3 期限までに開示決定等がされなかった理由

第10条第1項の手続を採った事案で、30日以内に開示決定等がされなかったもの

件名	受付年月日	期限	超過日数	理由
川口大臣の外遊回数、訪問国数および宿泊日数とその経費総額（平成13年）	H15.4.21	H15.5.21	36	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため
ファイル名:「佐藤総理訪米」1964年8月1日、11月1日、12月1日作成 佐藤首相訪米の際、65年1月、ニューヨークにおけるウ・タント国連事務総長及びスチブソン米国連代表との会談の記録(特に、インドネシア、ベトナム、及び中国代表権に関する部分)、並びに、これらの会談に備える日本政府部内の準備資料(調書、発言要領)	H15.5.6	H15.6.5	153	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
自衛隊のイラク派遣により想定される国内的、国際的な功罪（例えば、派遣によって将来の自衛隊のより広く、大きな海外派遣をするための実績に利用されることの可能性の有無など）を検討したすべての項目についての内容が分かる文書(資料を含む。)	H16.2.17	H16.3.18	11	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため
大平正芳外相と中国首脳の会談記録（1973年廖承志中日友好協会会長と。1973年陳楚駐日大使と。1974年姫鵬飛外相と）	H16.2.19	H16.3.20	11	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
公示関係書類	H15.7.9	H15.8.8	19	郵送による開示請求があったものを整理簿に記載し忘れ、確認が遅れたため
大学における警備の仕様書及び入札結果一覧	H15.8.26	H15.9.25	22	開示内容の確認と資料調査の事務的遅延
石川運輸支局において平成13年度に継続検査を受検した自動車の継続検査申請書 他19件	H15.6.20	H15.7.22	2	期日を誤認していたため
容器包装リサイクル法の改正を求める意見書を提出した議会の名称、提出年月日など	H16.2.10	H16.3.11	8	開示請求文書のカウンターの誤り

第 10 条第 2 項の延長手続を採った事案で、延長した期限までに開示決定等ができなかったもの

件名	受付年月日	期限	超過日数	理由
看守勤務表（H13 福岡拘置所、ただし、平成 13 年 11 月 28 日分及び同年 3 月 13 日分）1 1 件	H15.8.29	H15.11.20	26	同時期に多数の開示請求が集中したため
矯正緊急報告（H12～H14 福岡拘置所 ただし、被収容者告訴、告発、提訴等）3 件	H15.9.18	H15.11.29	122	同時期に多数の開示請求が集中したため
矯正臨時報告（H12～H14 福岡拘置所 ただし、被収容者告訴、告発、提訴等）3 件	H15.9.18	H15.11.29	122	同時期に多数の開示請求が集中したため
矯正緊急報告（H13 福岡拘置所 ただし職員傷害速報）1 件	H15.9.18	H15.11.29	122	同時期に多数の開示請求が集中したため
矯正定期報告（H12～H14 福岡拘置所 ただし、職員等による告発報告）3 件	H15.9.18	H15.11.29	122	同時期に多数の開示請求が集中したため
福岡拘置所 国有財産台帳 1 件	H15.10.1	H16.1.24	67	同時期に多数の開示請求が集中したため
福岡拘置所 国有財産台帳付属書類 1 件	H15.10.1	H16.2.25	35	同時期に多数の開示請求が集中したため
電気設備等保安点検記録簿（H14 福岡拘置所）1 件	H15.10.1	H16.1.24	67	同時期に多数の開示請求が集中したため
貴省欧州局において平成 14 年 10 月から 12 月に支出された「諸謝金」について支出決定簿または支出一覧表、支出を申請した文書、支出を決定した文書、支払先が作成した見積書・請求書または領収書	H15.4.24	H15.6.23	7	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため
政府統一見解（内閣衆質 156 第 68 号 平成 15 年 7 月 15 日）において「外務省においては、秘密文書の指定を、情報公開法第五条各号に掲げる不開示情報に該当する情報が含まれると判断される文書のうち、関係者以外の者にその内容が知られておらず、かつ秘密保全の必要がある文書に対して行うものとしたところである」とする、その関連規則の全て	H15.8.19	H15.10.18	5	当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1969 年 7 月 1 日より アジア・太平洋地域大使会議議事録	H15.9.4	H15.11.3	46	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1968 年 5 月 28 日より アジア・太平洋地域大使会議（議事録）	H15.9.4	H15.11.3	46	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1970 年 アジア・太平洋地域大使会議議事録	H15.9.4	H15.11.3	15	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1971 年 アジア・太平洋地域大使会議議事録	H15.9.4	H15.11.3	15	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため

昭和48年4月付で外務省条約局・アメリカ局が作成した「日米地位協定の考え方」およびその後の改定版	H15.9.8	H15.11.7	7	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1956年2月26日、日本赤十字と国際赤十字との間で交わされた覚書。韓国、北朝鮮と日本に居住、あるいは抑留中の外国人送還は実現されるべきであり、日赤と国際赤十字はこのために協力するという内容。	H15.10.3	H15.12.2	16	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
斉藤大使 95.11.10	H15.10.6	H15.12.5	117	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
記者クラブ配布資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て（対象期間03年8月1日～9月末日、電子データで存在するものについては電子データでの提供を希望）。	H15.10.10	H15.12.9	3	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため
沖縄移住行政 / 在ボリヴィア沖縄人に関する米 国・ボリヴィア移住協定 1958.5.2	H15.10.20	H15.12.19	21	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
アジア移住 1957.1.10	H15.10.20	H15.12.19	6	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1957年の3月～6月にかけて開催された「経済外交懇談会」の議事録 特に、第一回（3月15日）、第二回（3月28日）、第三回（4月17日）	H15.10.24	H15.12.23	2	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため

1950年代の沖縄政策に関する文書	H15.11.6	H16.1.13	78	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p> <p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
日本・インド間外交関係 日印定期協議関係 第1回関係 (1965年1月1日作成)	H15.11.10	H16.1.9	12	<p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
日本・インド間外交関係 日印定期協議関係 第2回関係 (1966年3月1日作成) サブ関係のみ	H15.11.10	H16.1.9	12	<p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
日本・インド間外交関係 日印定期協議関係 第3回関係 (1967年9月1日作成) サブ関係のみ	H15.11.10	H16.1.9	12	<p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
日本・インド間外交関係 日印定期協議関係 第4回関係 (1968年11月1日作成) サブ関係のみ	H15.11.10	H16.1.9	12	<p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
1945.9.25に行われた昭和天皇/New York Times記者との会見記録 (別添事由書参照)	H15.11.12	H16.1.11	18	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p>
ベトナムにおける日本政府・UNICEF連携によるマルチ・パイ協力事業の実施に関する合意文書 (予防接種拡大計画に関するもの。もし複数存在すれば、最新のもののみ) (英語または日本語)	H15.11.19	H16.1.18	4	<p>当初予想していたよりも多大な作業をともなう審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
1958年12月7日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書 (会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む)	H16.1.16	H16.3.16	1	<p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>

1959年3月6日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	15	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1959年4月13日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	14	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1959年3月13日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	7	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1959年7月6日に岸首相と藤山外相、マッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	13	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1959年7月13日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	13	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1959年10月21日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	14	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため

赤十字国際委員会/北朝鮮帰還問題 1967年7月1日作成	H16.1.16	H16.3.16	13	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
1963年12月1日～1969年1月20日(ジョンソン政権期)に発電された「ベトナム戦争」に関する以下の公電(1)駐米大使発外務大臣宛の請訓電(2)外務大臣発駐米大使宛の訓令電・回訓電(3)外務大臣と駐日アメリカ大使の会談録若しくは報告電(4)米國務長官と駐米大使の会談録若しくは報告電	H16.1.22	H16.3.22	9	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p> <p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
「沖縄返還協定疑問擬答」	H16.1.9	H16.3.9	22	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p> <p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
国際人権B規約第1選択議定書の締結問題を検討するため政府において平成11年に発足した研究会に係るいっさいの記録	H16.1.13	H16.3.13	18	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p> <p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>

4 期限が迫ってから事案の移送がされた例

事例

H16.6.23 A 大臣に開示請求

< 請求する行政文書の名称等 >

「 調査に関する文書（2004年6月分）国立大学の大型医療機械等整備のうち、調査対象国立大学法人から提出された 調査票」

H16.7.21 A 大臣から開示請求者に期間の延長について通知
（平成16年8月23日まで）

同日 A 省から各大学に事案を移送するための担当部署、連絡先等を照会

H16.8.6 A 大臣から関係大学長に事案の移送について通知

H16.8.13 B 大学において事案の移送通知を受領

H16.8.23 B 大学長から開示請求者に開示決定通知書を送付

論 点

特例規定の適用

「相当の部分」についての運用に問題はあるか。

「相当の期間」についての運用に問題はあるか。

大量請求等の取扱い

大量請求等はどのようになっているか。

特定の課室に多数の請求が集中した場合等（少量多数請求）の取扱い

特例規定を適用する事案の割合は、平成 13 年度では全受付事案のうち 6.5%であったものが、15 年度では 1.2%へと減少している。

なお、特定の省庁で適用する事例が多くなっている。

特例規定を適用した事案のうち、60 日以内に「相当の部分」について開示決定等を行うことができなかったものが、約 3 割ある。

これについて、関係行政機関では、特定の課室に対し同時期に適用事案が集中したことをその理由としている。

特例規定を適用した事案のうち、通知した期限までに開示決定等を行うことができなかったものが、約 2 割ある。

これについて、関係機関では、業務の繁忙等その後の状況の変化により、当初予想したより審査等に時間を要したことをその理由としている。

開示請求の対象となる行政文書が 1 万枚以上となるような例があり、その対応のために「相当の期間」として 1 年以上の期間を設定している例がある。

特定の課室に少量ではあるが多数の開示請求が集中した場合に、法第 10 条第 2 項による期限の延長で対応できずに、集中した案件全体について第 11 条の特例規定を適用して対応したものがあつた。その結果、相当の期間後に対象文書は不存在であつたとして不開示決定がされた例もみられる。

1 各府省における運用状況

(1) 特例規定の適用状況

(単位：件、%)

	延長手続を採ら なかった事案	法第10条第2項 による延長手続 を採った事案	法第11条による 特例規定を適用 した事案	計
平成13年度 受付事案	38,141 (81.2)	5,784 (12.3)	3,048 (6.5)	46,973 (100)
14年度 受付事案	52,300 (89.3)	4,884 (8.3)	1,379 (2.4)	58,563 (100)
15年度 受付事案	63,039 (89.1)	6,873 (9.7)	820 (1.2)	70,732 (100)

(注) 1 途中で取下げられた事案及び事案の全部を他の機関に移送して自ら開示決定等を行う必要がなかった事案を除く。

2 「平成14年度における情報公開法の施行状況について」及び「平成15年度における情報公開法の施行状況について」の特別調査事項による。以下同じ。

(参考) 特例規定を適用した事案が多い省庁における年度別適用件数

	防衛庁	金融庁	郵政事業庁	外務省	国税庁	国土交通省
13年度受付事案	56	1,543	627	479	129	0
14年度受付事案	143	25	68	816	68	103
15年度受付事案	181	0	-	375	18	7

(2) 「相当の部分」の開示決定等

(単位：件、%)

	対象事案数	相当の部分について60 日以内に開示決定等が されていないもの
平成13年度又は14年度の受付事案	4,427	1,649 (37.2)
15年度受付事案	820	256 (31.2)

相当の部分について60日以内に開示決定等がされなかった理由

- ・ 大量の開示請求が同一担当課室に重なったため60日以内に相当の部分について開示決定等するために審査すべき行政文書の量も膨大となり、審査が間に合わなかった等

(3) 「相当の期間」の遵守状況

ア 開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかった事案

(単位：件、%)

	対象事案数	期限を超過
平成 13 年度又は 14 年度の受付事案	4,427	802 (18.1)
15 年度受付事案	820	18 (2.2)

(注) 平成 16 年 3 月 31 日までに通知した期限が到来したものに限る。

イ 15 年度受付事案で、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(18件)の内訳

	1 週間以内	1 か月以内	3 か月以内	3 か月超	計
外務省	4	7	2	2	15
国土交通省	0	0	3	0	3

2 法第 11 条適用事例に関する判決の例

開示決定等をしないことの違法確認を求めた訴訟の提起後に開示決定等がされたことから訴えは却下されたものの、訴訟費用を被告に負担させることとした判決「被告は、平成 13 年 8 月 6 日(略)付けで、原告に対し、「開示決定等の期限の延長等について」と題する情報公開法 11 条所定の通知を行ったものの、本件開示請求から 60 日目である同年 9 月 4 日になっても、同法 11 条によって命じられた相当の部分の行政文書の開示決定等を行うことなく、また、同通知に示した期限である同年 10 月 4 日までも本件行政文書について全く開示決定等がされなかったことが認められる。そして、原告が本件開示請求後 187 日目の平成 14 年 1 月 9 日に本訴を提起し、第 1 回口頭弁論期日が同年 3 月 5 日と定められると(略)本件開示請求の日から実に 235 日目である同年 2 月 26 日に至って、ようやく本件開示決定等を行ったものである。

以上の経緯に照らせば、原告の本訴の提起は原告の権利の伸張に必要であった行為というべきであるから、訴訟費用は被告に負担させるのが相当である。」

(東京地判平 14 年 4 月 22 日「公文書開示不開示処分をしないことの違法確認請求事件」)(外務大臣関係)

3 大量の文書が請求された例

開示請求件名等	対象文書量	受付 年月日	「相当の部分」 の開示決定等	相当の期間	開示決定等
警視庁（機動隊分）、長崎警察本部等に係る平成7年度から12年度の総理府所管一般会計の計算証明書類（6件）	201,367枚	H13.5.10	H13.7.9 1,194枚	1年7か月	H14.12.19：200,173枚
日本長期信用銀行の特別公的管理に係る諸業務諸事務を議題とした金融再生委員会提出資料	5,858枚	H13.6.28	H13.7.27 4,759枚	8か月	H13.9.28：168枚 H13.12.28：660枚 H14.3.29：271枚
第151回通常国会 電気通信事業法等の一部を改正する法律に関する国会提出資料、政党提出資料、逐条解説、想定問答、内閣法制局提出資料、各省庁間協議及び合意文書、審査に関する起案文書 第154回通常国会 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律に関する国会提出資料、政党提出資料、逐条解説、想定問答、内閣法制局提出資料、各省庁間協議及び合意文書、審査に関する起案文書	11,364枚 9,267枚	H15.8.1	H15.9.29 243枚 541枚	6か月	H16.1.30： 11,121枚 8,726枚
本庁、管内支部、区検を含む全職員分の平成10年度から同14年度までの旅費請求書	17,730枚	H15.6.20	H15.8.19 274枚	6か月	H15.12.2：10,211枚 H15.12.22：7,245枚
審理事例検索システムに保存された行政文書のすべて 税法に関する法令・通達等、審理事例等をデータベース化したもの	14,951件分	H14.2.4	H14.4.5 30枚 （目次に該当する部分）	5年	H14.12.20： 63.1KB（29枚分） H16.4.23： 12.69MB（9,559枚分） H16.9.15： 1.16MB（789枚分） 引き続き処理中 （現在約1/3を処理）
「サリドマイド訴訟綴」に入っている行政文書のすべて	10,689枚	H14.7.22	H14.9.20 2,130枚	約2年 （H16.7.31まで）	H16.7.30：8,559枚
原子力関係施設使用前検査要領・各種申請書等	ファイル約250冊 （約69,000頁）	H14.7.31	H14.9.27 約1900枚	2年半 （H17.3.31まで）	現在処理中

4 特定の課室に多数の開示請求が集中した例

	集中の状況	対応状況等
1	1日に73件。合計で1,960枚の文書量	97%について特例延長。3か月以内にすべて開示
2	平成13年4月2日～4月12日までの間に受け付けた件数956件。最終的に開示した文書量A4版文書75,280枚	956件中952件について特例による延長を実施
3	2003年1月6・7日の2回にわたり、同一請求者から48件(いずれも行政文書ファイル件名を指定しての請求で、ファイル1件あたりの文書量は平均約500枚。)の開示請求が行われた。全て主管課室は同一。なお、この請求者は上記とは別に、2002年に75件、2004年に28件のファイル件名を指定した請求を行っている。(主管課室は上記48件とは異なるが、すべて同一。)	開示請求者に対し、開示審査に莫大な労力と時間を必要とする旨を説明し、対象文書の絞り込みを求めたが、請求者は「何年かかってもよいから、全てについて決定してほしい」との意向。このため、全てについて期限の特例を適用。「相当の期間」として1年～2年間を設定し、順次開示審査を行ってきたが、作業が予想以上に膨大であり、何件かについては当初設定した「相当の期間」を超過して決定を行う結果となっている。
4	6月下旬に提出される文書について請求の時期が集中した。	期限を延長した。
5	平成16年4月22日から6月1日の間に15件の開示請求があり、対象文書は約250頁に及んだ、また、不開示決定しようとした情報についても、当該理由の整備、前例の検索、省内意思決定手続に時間を要し、かつ、担当官の本来業務の多忙のため、連日、深夜まで勤務する状況であった。	新聞、テレビなど、マスコミなどで報道されていた事案であったため、速やかに開示する方針で臨んだが、第三者への意見照会(1件)及び文書の特定(1件)のために、期限の延長を行った。
6	同一の案件について請求が例えば1か月の間に15件というように一つの担当課に集中しており、しかも一件当たりの開示請求について意見照会を行わなければならない第三者が数百社を超えるようなケースが多く、担当者は本来の通常業務が全く出来ない状況にある。	担当者が意見照会やその取りまとめにあたっているところ。
7	開示請求が集中した期間：平成16年2月2日から2月27日の間 その間に受けた件数：56件 文書量：48,359KB	期間の延長手続はしていない。
8	平成16年2月13日一日で28件の開示請求、16,919枚の文書量(A4版5,851枚、A3版3枚、B5版7,675枚、B4版文書3,390枚)、国会対応・法律改正・各種審議会等により手が足りない状況	60日以内に開示決定するには余りにも請求件数が多く通常業務にも支障を来すことから、開示決定を期限を半年間延長することとし、その間に対応できたものを順次開示していくこととした。
9	H16.2月末、約200件、A4換算約500枚程度、決算期のため繁忙期に当たる。	開示請求者へ説明の上、事業繁忙を理由に一部30日延長手続を行った。

- 5 同一課室に請求が集中し対応が困難であったため、その一部を法第 11 条による特例規定を適用して延長したが、相当の期間後に対象文書は不存在であったとして不開示決定がされた例

< 経緯 >

平成 13 年 4 月 3 日に、同一課に 15 人の請求者から計 104 件の請求を受け、法第 10 条 2 項による期限の延長を行ってもその全てについて 60 日以内に開示決定等を行うことが困難なため、うち 33 件について法第 11 条による期限の特例規定を適用し、最長で同年 10 月 15 日までに開示決定等をする旨通知したが、このうち 2 件について、通知した期限である同年 10 月 1 日に対象文書は不存在であるとして不開示決定を行ったもの。

< 請求対象文書 >

1946 年(昭和 21 年)及び 1947 年(昭和 22 年)の 2 年間にわたって外務省が、原爆障害調査委員会の設立に関して、米政府・機関から受け取った文書とそれに附帯する資料一切、米政府・機関から受け取った文書の内容について、外務省内で開いた検討会議の記録・配付資料及びその会議の結果の報告書、厚生省に送付した文書とその附帯資料一切、厚生省から受け取った文書とその附帯資料一切並びに米政府・機関に送付した文書とその附帯資料一切(いずれも写真、フィルム、磁気テープなどを含む。)

< 審査会答申 >

「本件開示請求を受けた諮問庁は、異議申立人に対し、平成 13 年 4 月 25 日付けの「開示決定等の期限の延長等について(通知)」により、本件対象文書について「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」との理由から、平成 13 年 5 月 31 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成 13 年 10 月 1 日までに開示決定等する予定です。」と記載し、法 11 条の規定による開示決定等の期限の延長を通知した。

また、外務省は、平成 13 年 6 月 1 日付け「開示決定等に関するお知らせ」と題する文書により、異議申立人に対し、なお審査に時間を要するため、現時点にて開示決定等を行うことはできなかつた旨連絡している。

その後、諮問庁は、平成 13 年 10 月 1 日付け行政文書開示決定等通知書の「行政文書の名称等」欄に文書 から文書 までの文書名を記載し、それらを保有していないことを理由とする不開示決定(略)を行った。

(略)

諮問庁は、本件開示請求に係る昭和 21 年及び同 22 年当時、GHQ との連絡業務を行っていた部署は、外務省の外局である終戦連絡事務局であり、その廃止後、当該業務は総務庁、さらには外務省連絡局等へと移管されたとし、当時作成又は取得した文書は、現在、いわゆる記録文書という形で外務省大臣官房文書課において保

存措置が取られていることから、関連する膨大なファイルを検索し、入念な調査を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかったと説明する。また REFE（財団法人放射線影響研究所）に問い合わせ等を行ったが、REFE から当時外務省が ABCC 設立に関与したことをうかがわせるような資料等はなかったとの回答を得たと説明する。

（略）

以上のようなことを踏まえると、ABCC の設立の状況について不明な点はあるものの、その設立に当時外務省は関与していなかったという諮問庁の説明を覆す事情も認められないことから、上記のような入念な調査等を行った結果、本件対象文書の存在を確認できなかったとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとは言えない。

（略）

異議申立人は、（略）「開示決定等の期限の延長等について（通知）」に法 11 条の規定による開示決定等の期限の延長の理由として「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」と記載し、本件対象文書が存在するかのような期待を持たせておきながら、不存在を理由として不開示とした諮問庁の対応は、法の解釈や運用を踏み外したものである旨主張する。

これに対し、諮問庁は、この記載は開示請求に係る行政文書の検索対象となるファイルが膨大であり、また、他にも多数の開示請求事案を抱えていたため、検索等に時間を要するという趣旨であった旨説明する。

確かに法 11 条の「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」との規定の趣旨は、本件のように対象となる行政文書が膨大で、それらをすべて検索しなければ本件対象文書の存否が判明しないような場合を排除するものではないと解されるが、上記の通知の記載からは、そのような本件の事情が開示請求者に十分に伝わるとは認められず、今後適切な記載に改めることが望まれる。」

（審査会答申 H15-691・692「原爆障害調査委員会に関する文書（昭和 21 年分）の不開示決定に関する件」及び「原爆障害調査委員会に関する文書（昭和 22 年分）の不開示決定に関する件」平成 16 年 3 月 31 日）